

木造住宅の耐震設計を支援します

（十日町市木造住宅耐震設計支援事業）

十日町市では、地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するために、旧耐震基準（昭和56年5月以前）により建設された木造住宅で、耐震診断の結果「倒壊の恐れがある」と判定されたものを、倒壊の恐れがないように耐震改修工事をおこなうための設計を依頼する方を対象に、その設計費の一部を補助します。

●木造住宅の耐震設計とは

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建設された木造住宅のうち、耐震診断の結果、現在の建築基準法による基準を満たさない（上部構造評点が1.0未満）ものを、現在の基準を満たすように耐震改修の計画を作成することです。この耐震設計を行うにあたり、現在の住宅の安全性を確認するための「耐震診断」を事前に行う必要があります。

●補助金額

上限13.5万円（耐震設計に要する費用の1/2（上限10万円）に最大3.5万円を加算）

※ 耐震設計に要する費用・・・耐震改修を含む一連の工事についての、一連の設計業務全般の経費

●申込み受付期間

令和2年 4月1日（水） ～ 10月30日（金）

※ 令和2年12月18日（金）までに実績報告書兼請求書を提出してください。

●申込み受付戸数

3戸（先着順）

●補助を受けることができる人

① 次のいずれにも該当する住宅（併用住宅を含む）を所有する人

- ・十日町市内に所在する個人（法人は対象外）が所有する住宅
- ・現在、居住している住宅
- ・一戸建ての住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・住宅の主要な部分（壁、柱、床、屋根）が 木造 である住宅
- ・十日町市耐震診断支援事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅
- ・耐震設計による耐震改修計画により上部構造評点が1.0以上となる住宅
- ・耐震改修計画が「建築基準法」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に違反していない住宅

② 十日町市税を完納している人

※ 木造高床式（1階が鉄骨または鉄筋コンクリート等の高床基礎で2階以上が木造の住宅）も補助の対象住宅となります。

●設計者

【設計者】

耐震改修の設計者は、次のすべてを満たす方

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を修了した方
- ・建築士の資格を有する方

●補助金の申込み（交付申請）

耐震設計に着手する前に、「補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて提出してください。

- ① 対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
 - ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - イ 住宅の登記簿謄本
 - ウ 住宅の固定資産税の課税証明書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築した年を証明する書類
- ② 耐震診断を実施した際の本造住宅耐震診断書のうち、上部構造評点が確認できる部分の写し
- ③ 耐震設計に係る見積書の写し（会社名可）
- ④ 市税納税証明書

※ 指定様式「納税証明請求書（様式第50号の2）」を市役所税務課に提出すると、証明手続きが行われます。その書類を添付してください。

●耐震設計の中止または変更をしたい場合

「取下申請書（様式第3号）」または「交付変更申請書（様式第4号）」を提出してください。

●耐震設計が完了した場合

「補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）」に次の書類を添えて、**令和2年12月18日（金）まで**に提出してください。

- ① 設計に係る契約書の写し（会社名可）
- ② 設計に係る領収書の写し（会社名可）
- ③ 耐震改修計画の耐震診断書の写し
- ④ 耐震改修計画図
- ⑤ 耐震改修に要する費用の見積書の写し

※ 全体金額のうち、耐震改修に係る工事の内訳金額がわかるように作成してください

- ⑥ 通帳のコピー（表紙の裏面）

【問合せ・申し込み先】 十日町市 都市計画課 建築住宅係

☎ 025-757-9935（直通）